

兵庫県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金収納業務プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務の目的

兵庫県が貸し付けている母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金の回収について、専門的な知識と経験を有する事業者に委託することにより収納率の向上を図ります。

(2) 委託業務概要

① 事業名 兵庫県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金収納業務

② 業務内容

ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の支払案内及び収納業務

- ・ 土曜、日曜や夜間も含めた電話による督促
- ・ 文書による督促（内容証明郵便含む）
- ・ 支払相談
- ・ 債務者からの未収金回収、県への支払い

イ 債務者への訪問調査

- ・ 債務者宅に対する訪問調査
- ・ 不在者に対する連絡票の投函
- ・ 調査報告書の作成

ウ 支払督促の手続き

- ・ 支払督促の予告
- ・ 支払督促申立（予告しても償還の意志がない債務者）

エ 委託債権に係る収納状況の適切な管理

オ ア、イ及びウの業務に係る報告、助言等

③ 委託する債権 債権の弁済金の始期が1年以上前であり、かつ、過去1年以上返済がないもの（この条件以外のものが若干含まれる可能性があります）のうち兵庫県が指定するもの。

<令和3年4月1日現在の見込み>

約200件 総額 約5,000万円 を見込んでいますが、増減することもあります。

④ 徴収対象者 借受人、連帯借受人、連帯保証人

⑤ 提供する情報 ③の委託債権毎に④の徴収対象者の住所、氏名及び償還状況を紙媒体でお渡しします。

⑥ 委託の根拠法令 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第158条

(3) 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和4年3月31日までとします。（委託状況が概ね良好であれば、単年度契約を最長5年間継続します。）

契約の締結は令和3年4月を予定していますが、本プロポーザルは、令和3年度当初予算の成立を前提に行う準備行為であり、当該契約における予算が成立しなかった場合には、契約が行われないこととなります。

(4) 委託金額（上限）

4, 568千円（予定）

- ・未収金の支払案内・収納業務・支払督促：回収実績金額の30%＋消費税
- ・現地訪問調査：4,500円＋消費税／1件
- ・内容証明郵便による督促：3,000円＋消費税／1件

(5) 委託業務に係る留意事項

① 償還金の支払案内及び収納業務について

ア 受託者の行う支払案内には、兵庫県知事から収納業務を受託しその権限があることを記載してください。

イ 受託者が償還金を領収したことは、兵庫県会計管理者が公金を領収したこととなら変わりがないので、公金として取り扱います。

ウ 債務者からの償還金回収にかかる費用は、受託者の負担になります。

エ 回収した償還金は、本業務専用の決済用預金の口座を金融機関で開設し保管してください。

オ 回収した償還金は、毎月月末で集計し、翌月20日までに兵庫県が発行する納付書で納付し、合わせて受託歳入払込内訳書を提出してください。

② 報告、助言等について

ア 毎月、回収した償還金に関する報告を翌月5日までに提出する必要があります。また、四半期毎に委託債権について管理状況等に関する報告を翌月の20日までに報告する必要があります。

イ 受託者は、償還金回収業務における債務者との交渉記録を作成し、兵庫県の求めに応じて提出する必要があります。

ウ 兵庫県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金回収対策に係る助言等を求める場合があります。

③ 再委託の禁止

業務の全部の再委託は認めません。

④ 関係法令の遵守

受託者は、関係法令、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、兵庫県が別途示す個人情報取扱特記事項等を遵守し、信義を守り誠実に委託業務を履行する必要があります。

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者とします。

(1) 次の①、②いずれかに該当する者であること

① 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社（同法第2条第3項。以下「債権回収会社」という。）であり、債権回収業務の実績があること。

② 弁護士又は弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2の規定による弁護士法人であり、同法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分をうけたことがなく、債権回収業務の実績があること。

(2) 債権管理回収会社にあつては、提案書提出日基準において、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けてないこと。

- (3) 兵庫県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 兵庫県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の作成方法

企画提案書は任意様式としますが、次に掲げる内容を含むものとしてください。

項目	内容
業務実施方針	本業務の実施方針（会社としての基本的な取組姿勢、経営姿勢等）
業務実施計画	業務フロー、実施スケジュール、収納目標額（収納目標額は根拠を示してください）
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・体制（人員・連絡体制など） ・専門性・能力（資格・実績・成果など） ・拠点・設備（業務実施場所・設備など） ・個人情報保護等のコンプライアンスに対する社内の責任体制等
業務実施手法	<p>個別業務について実施方法・手順を具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書督促 ・電話督促 ・支払方法の相談 ・連帯借受人、連帯保証人への督促 ・現地訪問調査 ・未収金の収納手段（口座振込、コンビニ納付等） ・入金管理及び分納管理 ・県への報告・連絡 ・債務者等からの問い合わせ対応 ・支払督促申立 ・その他 <p>※特に、上記の手段をどのように組み合わせて効果的な回収につなげるのか具体的に記載のこと。</p>
受託手数料	委託金額上限の範囲内において設定する受託手数料を記載してください。
その他（添付書類）	<ul style="list-style-type: none"> ①債権回収会社の場合、法務大臣の債権管理回収業にかかる許可書の写し ②弁護士法人の場合、弁護士または弁護士法人であることが確認できる書類 ③納税証明書等の写し <ul style="list-style-type: none"> (1) 県内に本支店、営業所又は事務所がある場合 <ul style="list-style-type: none"> a 県税事務所が過去6箇月以内（提案書提出日基準）に発行した納税証明書（県税及びこれに付随する延滞金等で未納のないことのわかるもの）

	<p>b 所管税務署が過去6箇月以内（提案書提出日基準）に発行した納税証明書（その3 未納税額のないことの証明）</p> <p>(2) 県内に本支店、営業所又は事務所がない場合</p> <p>a 所管税務署が過去6箇月以内（提案書提出日基準）に発行した納税証明書（その3 未納税額のないことの証明）</p> <p>④会社概要、登記簿謄本</p> <p>⑤地方公共団体における債権回収実績がわかる書類</p> <p>⑥その他企画提案、内容の参考となる書類等</p>
--	---

(3) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとします。

(4) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

4 企画提案書等の提出方法及び受付担当部局

(1) 「プロポーザル参加表明書」の提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち別添様式の「プロポーザル参加表明書」を提出してください。

- ① 提出方法：郵送又は持参によるものとします。
- ② 提出期限：令和3年1月19日（火）（消印有効）

(2) 「企画提案書」の提出方法

- ① 提出方法：8部（原本1部、写し7部）を郵送又は持参によるものとします。
（添付書類は1部の提出とします）
- ② 提出期限：令和3年2月12日（金）（消印有効）

(3) 受付担当部局

兵庫県健康福祉部少子高齢局児童課家庭福祉班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL 078-362-3201

5 本要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、電子メールで別添「プロポーザル質問票」により行うものとします。なお、質問のメール受信を確認した場合は、受付担当部局から受信の旨をメール連絡しますので、受信確認のメールが届かない場合は電話にて連絡ください。

- ① 受付担当部局：兵庫県健康福祉部少子高齢局児童課家庭福祉班
TEL 078-362-3201
e-mail jidouka@pref.hyogo.lg.jp
- ② 提出期限：令和3年1月19日（火）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和3年1月22日（金）までに随時、電子メールにより回答するものとします。なお、原則として、質問から3日以内に参加表明者全員に通知します。

6 企画提案書を特定するための審査

(1) 各評価項目について、以下の着眼点により総合的に評価します。

項目	主な着眼点
業務実施方針	・業務実施方針、取組姿勢が妥当であるか
業務実施計画	・実施計画が具体的で妥当であるか ・収納目標額が妥当であるか
業務実施体制	・業務遂行に足る体制であるか ・過去の債権回収業務の実績は十分であるか ・法令遵守の体制は十分であるか
業務実施手法	・個別業務について実施方法・手順が具体的に示されているか ・実効性のある実施手法となっているか ・各業務において創意工夫が示されているか
受託手数料	・受託手数料は妥当であるか

(2) 選定は、兵庫県が別に定める委員により組織された「兵庫県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金収納業務委託事業者審査委員会」が行います。

(3) 審査委員会は令和3年2月下旬に開催予定であり、審査の結果は速やかに参加者に通知します。

7 企画提案書に関するヒアリング

(1) 企画提案書提出後、企画提案書に関するヒアリングを行います。

(2) 原則として、令和3年2月18日（木）に来庁のうえ、企画提案書の内容について説明してください。なお、時間及び場所については、参加表明者の数に応じ設定し、令和3年2月5日（金）までにご連絡します。

(3) 別の日のヒアリングを希望される場合や、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等から来庁が困難な場合は、その旨をお申し出ください。

8 その他の留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。

(2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書を無効とします。

(3) 提出されました全ての書類は、プロポーザル終了後も返却しません。

提出されました全ての書類は、兵庫県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となりますので、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）に該当する場合は、その旨明記してください。

(4) 契約保証金について

- ① 契約保証金は、見積金額の 100 分の 10 以上とします。ただし、財務規則第 100 条のいずれかに該当する場合は免除とします。

契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保有するものとします。なお、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を含む額で表示するものとします。

- ② 契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担となります。変更契約についても同様です。